

令和7年 第6回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和7年6月10日（火）

午後2時00分から午後2時30分

場所：宇城市役所3階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1番	村山 安次	2番	五嶋 一精	3番	田尻 かほる
4番	松川 奈保美	5番	村嶋 政弘	6番	河野 公明
7番	橋本 孝博	8番	山田 哲郎	9番	坂本 茂義
10番	百家 美代子	11番	吉富 訓生	12番	北岡 誠司
13番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
早川 一伸	吉利 健	中塘 万格人
欠	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農地利用最適化推進委員

近藤 洋之

○事務局出席者：（事務局長）松枝 邦明 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後2時00分）

- 日程第1 議事録署名委員の決定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第31号 農地中間管理事業の実施に伴う農地利用集積等促進計画の策定について
- 日程第6 議案第32号 農用地利用集積等促進計画書の作成について
- 日程第7 議案第33号 農地・非農地の判断について

開 会 (午後 1 時 58 分) 副会長の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 7 年第 6 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 13 名全員出席です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、総会が成立していることをお知らせします。

開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 こんにちは。大変お忙しい中、お疲れのところご出席をして頂きましてありがとうございます。

令和の米騒動によっていろいろな方々から相談を受けていると思いますが、先月末にですね、全国会長大会に出席をしまして要請書を熊本県の国会議員の方々にですね提出してきました。昔ながらの流通に米の問題はあるのではないかと考えています。生産者、消費者のですね納得のいくような適正な価格になるように今後努力をされるという事なので心配しないように話をさせていただけたらと思います。

議 長 それでは、ただいまより令和 7 年第 6 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、12 番 北岡 誠司 委員、13 番 本田 久 委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 29 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 3 ページになります。

議案第 29 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

令和 7 年 6 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号1番及び2番は、 三角2 山本委員より
申請番号3番は、 3番 田尻委員より
申請番号4番は、 松橋1 中塘委員より
申請番号5番は 小川5 野田委員より
申請番号6番は、 豊野2 杉田委員より
それぞれ、説明を求めます。

山本推進委員

1番について説明いたします。申請事由は、規模拡大による売買です。

基盤整備が終了し、昭和52年に換地処分がされた土地です。申請地は受人所有地と接続しており、一体として利用し、作業効率を高めたいとの事でした。現在は水稻を栽培しており何ら問題はないと思います。

次に2番について説明いたします。規模拡大による使用権貸借設定です。

目的用途は産業用麻の栽培です。繊維や茎を神社のしめ縄用、建築用資材として供給されるという事でした。借主さんの耕作証明書が久留米市農業委員会から発行されていることを確認しました。現地農業従事者は、貸主の〇〇〇〇さんです。栽培の麻の品種は、栃木県農業試験場で栽培されたトチギシロという品種でございます。現地は農業用機械等で耕作すればすぐ利用できる状態です。

場所は貸主が代表を務める会社の南東約10mの地点です。なんら問題はないと思いますので審議よろしくをお願いします。

田尻委員

3番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は、賃貸借の新規就農です。

借人の〇〇さんは、就農支援協力隊で貸人の〇〇さんの所に入り、3年ほどしっかり作業技術を学ばれました。動噴などの農業機械も〇〇さんのを引き継がれる予定です。まだ資金が足りないため、賃貸借設定しておりますが、ゆくゆくは購入される予定です。荒らさないようしっかり頑張っておられますのでよろしくをお願いします。

中塘推進委員

4番についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。申請理由は、規模拡大による売買となっております。

この案件はですね、5条の2番に関連する場所になっております。2か月前に1回この申請が出たんですが、3条と5条と2筆に分かれるため、分筆をされたため今月の申請となっております。

〇〇さんは、農業の酪農をされてまして、買われた土地においては水稻を栽培するという事になっております。次の5条の2と合わせて総額60万円というふうになっています。何ら問題無いと思います。よろしくお願いします。

野田推進委員 申請番号5番についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。申請理由は、経営規模拡大による贈与となっております。

渡人と受人は親戚という関係で、以前より受人が耕作されており、今回の経営規模拡大の贈与となったしだいでございます。みなさんの審議かたよろしくお願いたします。

杉田推進委員 申請番号6番について説明いたします。詳細につきましては記載のとおりでございます。申請事由は規模拡大による贈与です。

現況は柿が植わっておりまして、受人のほうが以前から管理されまして、そのまま引き継ぎですということでした。なんら問題は無いと思います。ただ、持ち分のほうですね、11/12が〇〇さんが持ってられるという事で、残りの1/12につきましては詳細不明とそういう事でしたので、一応受人のほうに11/12ですばいという事で説明したところ、それは承諾されましたので何ら問題は無いと思います。以上です。

議 長 只今、申請番号1番から6番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、申請番号1番から6番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第29号の農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から6番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第4、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第30号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案の6ページになります。議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和7年6月10日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のAの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号1番は、 不知火2 吉利委員より
申請番号2番は、 松橋1 中塘委員より
申請番号3番は、 小川4 河島委員より
それぞれ、説明を求めます。

吉利推進委員

申請番号1番についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。転用事由のほうは、個人住宅及び通路となっております。

区長同意、排水同意、隣接同意のほうが持ち主の方がちょっと行方不明というか、それで農業委員会のほうにそれは申請が行えておりますので、何ら問題は無いかと思えます。審議のほどよろしく申し上げます。

中塘推進委員

2番につきましてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。

先ほど3条でご説明申し上げました4番と関連の土地になります。申請理由は敷地拡張となっております。資料のほうの4ページをご覧くださいと思います。今回、敷地拡張の部分が1220の3になっております。先ほどの1220の1です。もともとこれ、1220の1で1筆だったんですけど敷地ということで分筆が1220の3ということでの申請になります。始末書が添付とありまして、20年以上前からですね、この右の写真のコンバインのあるところの前一体、20年以上前からですね敷地として使用されていたという事での始末書添付となっております。よろしくお願いいたします。

河島推進委員

申請番号3番についてご説明を申し上げます。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人宅地です。

借人と貸人は孫と祖父との関係です。当該地は、実家の近隣であり、慣れ親しんだ土地であります。市街地の検討も行ったということですが、適当な場所が見つからず、家族所有の土地である当申請地が最適と判断されております。

借人は、現在熊本市内のアパートで暮らしておられますが、慣れ親しんだ地

元で子育てをしたいと考え土地を探していたところ、実の祖父所有の土地に建築の了承が得られ、今回の申請に至ったという事です。集落内にある農地で建設同意書、排水同意書も添付されており、特に問題は無いと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明を願います。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項につきまして説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われまます。

申請番号2番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、農業用施設である牛舎として転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われまます。

申請番号3番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われまます。

なお、申請番号1番については、転用面積が720㎡で、一般個人住宅の面積基準の概ね500㎡を超えておりますが、通路・隣地農地からの排水を流す水路を含んでいるため、これらを差し引くと有効面積は、484㎡となります。

住宅の転用面積については、一般の個人住宅は概ね500㎡という基準はありますが、セットバック、法面等の住宅用の土地として利用出来ない部分の面積を除いた基準となっております。

また、一般的には、個々の転用事業の内容、類似施設の通常規模、当該農地の形状、周辺の土地利用の状況等を考慮しながら、転用事業ごとに判断することとなっております。

今回の申請に関しまして、転用事業の内容から、有効面積内での面積の妥当性は認められること、農地の形状から、有効面積以外を分筆されたとしても、残地については、今後の農地としての利用は見込めないこと、申請地周辺は、住宅等が密集する地域であること、以上のことから総合的に判断し、この面積での転用は認められると思われまます。以上です。

議 長

只今、申請番号1番から3番について説明がございましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、申請番号 1 番から 3 番について、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 30 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 3 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 31 号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。
議案第 31 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 8 ページになります。議案第 31 号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について次のとおり、農用地利用集積等促進計画について意見を求める。

令和 7 年 6 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について、同条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。以上です。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 31 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 31 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 32 号「農地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 32 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局

議案の 15 ページになります。議案第 32 号 農用地利用集積等促進計画書の作成について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続いて詳細説明にうつります。議案の 15、16 ページです。

今月は、農業公社買入れが 2 件、売り渡しが 1 件です。合計面積は、3 件すべてが田で 3,336 ㎡となります。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 32 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 32 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 7、議案第 33 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第 33 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局

議案の 19 ページになります。議案第 33 号 農地・非農地の判断について 宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

続けて事務局から、詳細説明を行います。

農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。申請地の非農地の判断について、申請番号 1 番は三角地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と

判断しているところです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 33 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 33 号について、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 それでは最後に、農地形状変更届について、事務局より報告をお願いします。

事務局 議案 20 ページの農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しております。総会議案をもって報告とさせていただきたいと思えます。以上です。

議 長 これは、報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 7 年第 6 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。

議 長 慎重なご審議、有り難うございました。

閉 会 (午後 14 時 30 分) 副会長の号令による、起立、礼。